

## 鳥取県中山間地域のなりわい継業支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき鳥取県中山間地域のなりわい継業支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、事業の継続が困難となっている地域に必要な店舗・サービス等について、事業を引き継ぐ者を確保することにより、地域に必要な生活機能の維持とともに、中山間地域のコミュニティの維持やにぎわいづくりを図るため、市町又は地域の組織・NPO法人等（以下「地域組織」という。）が行う必要な条件整備の取組を支援することを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 中山間地域 次のア及びイに掲げる地域

ア 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）及び鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則（平成20年鳥取県規則第91号）に定める地域

イ アに掲げる地域に隣接し、かつ、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項各号に定める過疎地域の人口要件に該当する地域であつて、市町村からの協議に基づき、県が登録している地域

(2) 継業 地域のなりわい（地域住民が運営し地域住民若しくは来訪者等を対象に商品・サービス等を提供する事業又はこれに類する事業であり、副業として営まれるものを含む。）について、事業主の親族又は従業員以外の移住者など第三者が、技術・技能の伝承を含め、事業内容を包括的に引き継ぐことをいい、事業の権利関係を引き継ぐことを主とする事業承継や農業という特定の産業に限定した第三者農業経営承継を除く。

(3) 継業施設 継業に係る事業に供する施設等

### (補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 対象事業を行う市町

(2) 別表の第4欄(2)に掲げる者に対し、その者が行う対象事業(以下「間接補助事業」という。)に係る補助対象経費(対象事業に要する同表の第2欄に掲げる経費をいう。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)の一部又は全部について間接補助金を交付する市町。

2 本補助金の額は、補助対象経費の額に同表の第5欄に定める率(以下「補助率」という)を乗じて得た額(同表の第6欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)以下とする。

3 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

- 5 本補助金は次に掲げる全ての条件を満たす場合に交付するものとする。
- (1) 継業にあたり、鳥取県事業引継ぎ支援センターの支援を受けること。
  - (2) 継続性のある事業であること。
  - (3) 補助事業完了後、最低5年以上継業施設の運営を行うこと。
  - (4) 補助事業完了後5年間は、各年度の事業の状況について知事に求められた場合、事業状況報告書を提出しなければならないこと。
  - (5) 補助事業実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ていること又は得る予定であること。また、施設整備、運営等に関して関係法令を所管する官庁等と協議し、必要な手続き・基準等を満たすこと又は満たす予定であること。
  - (6) 宗教活動、政治活動でないこと。
  - (7) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。
  - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められる事業者と関係していないこと。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、別表の第7欄に掲げる日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 本補助金の交付を受けた市町（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項第2号に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業対象地域(地区)の変更
- (3) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助事業に係る前条第1項に定める変更
- (2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日。ただし、本補助金の全額が概算払いにより交付された場合にあつては、交付決定年度の翌年度の4月20日

- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなくてはならない。

(財産の処分制限)

第13条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。

3 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第14条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

第15条 補助事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産の処分により、自ら又は間接補助事業者に入収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第16条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備、及び保管しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第17条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは額の確定の有無に係わらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、条件等に違反したとき。

(3) 補助事業完了後、5年以内に補助金の交付対象となった事業を中止したとき。

(4) その他、社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為があったとき。

(雑則)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県中山間地域のなりわい継業支援事業実施要領に定めることとし、そのほか必要な事項については地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助事業者	4 事業実施 主体	5 補助率	6 限度額	7 交付申請 時期
<p>地域が必要とするなりわいを引き継ぐ人材(以下「継業人材」という。)を受け入れるために、市町又は地域組織(以下、「地域組織等」という。)が行う条件整備に必要な事業</p>	<p>地域組織等継業人材を受け入れるために必要となる以下の経費                      ア 継業施設又は設備の整備に係る経費                      イ なりわいを引き継ぐために必要となる賃貸借料                      ウ 継業人材の地域での研修や生活基盤の確保等に要する経費</p>	<p>市町</p>	<p>(1)市町                      (2)第2条の交付目的が達成される内容の事業を行うものと市町が認める地域組織</p>	<p>市町負担額の2分の1</p>	<p>「2補助対象経費」に定める経費ごとに以下のとおり                      ア 1事業当たり3,000千円                      イ 1事業当たり50千円/月(最大2年間支給)                      ウ 1事業当たり60千円/月(最大2年間支給)                      なお、ア及びイを併用する場合はアイ合計で上限3,000千円とする</p>	<p>原則として、事業開始の20日前まで</p>



様式第2号（第5条、第12条関係）

年度鳥取県中山間地域のなりわい継業支援事業費補助金事業収支予算（決算）書

1 事業費内訳及び算出根拠

（単位：円）

事業区分	科目	積算	事業費	財源内訳		
				県費	市町費	その他
	小計					
	小計					
合計						

※第9条に係る変更申請の場合、変更前を（ ）で記すこと。

2 収支予算（収支決算）

(1) 収入の部

（単位：円）

負担区分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	摘要
1 県補助金		
2 市町費		
小計		
3 その他		
合計		

(2) 支出の部

（単位：円）

科目	本年度予算額 （又は本年度精算額）	摘要
合計		

（注）収支予算書として提出する場合、事業に係る予算の概要が分かる資料を添付すること。

様

職 氏 名



年度鳥取県中山間地域のなりわい継業支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県地域のなりわい継業支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、とする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、鳥取県中山間地域のなりわい継業支援事業費補助金交付要綱（令和2年3月24日付第201900245970号鳥取県地域づくり推進部長通知）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。



様式第4号（第11条関係）

年 月 日

様

事業実施主体 印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取県中山間地域のなりわい継業支援事業費補助金について、鳥取県中山間地域のなりわい継業支援事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。